

岡山県公報			発行 岡山県			
目次			担当課（室）		目次	
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載） ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 【告示】 ○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （以上県例規集登載） ○ 保安林の解除予定 ○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可 ○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ " " ○ " " ○ " " ○ 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する			建築指導課			
			住宅課			
			治山課			
			都市計画課			
			建築指導課			
			県民生活交通課			
自然環境課						

◎岡山県規則第四十三号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三建築指導課の部2の項1(2)中「第67条の2」を「第67条の3」に改め、同項4(25)中「第67条の2」を「第67条の3」に改め、同4(34)中「昭和25年政令第338号」の次に「。以下この項において「令」という。」を加え、同4を同項5とし、同項中3を4とし、同項2(1)中「仮使用承認」を「仮使用の認定」に改め、同2を同項3とし、同項1の次に次のように加える。

別表第三建築指導課の部2の項5に次のように加える。

2 構造計算適合性判定（第6条の3）						○				
(35) 既存の建築物に対する制限の緩和の認定（令第137条の16）						○				

別表第三建築指導課の部8の項2中「第23条の5第2項」を「第23条の5第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三建築指導課の部8の項2の改正規定は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

◎岡山県告示第三百十一号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表土木部の部建築指導課の項15中「第67条の2第3項」を「第67条の3第3項」に改め、同項中98を99とし、24から97までを一ずつ繰り下げ、23の次に次のように加える。

24	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16	既存の建築物に対する制限の緩和の認定	40日		5日	
----	--------------------------------	--------------------	-----	--	----	--

別表出先機関の部県民局（建設部）の項51中「承認」を「認定」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年年度分の補助金から適用する。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

表土木部の部平成二十三年台風第十二号による被害に係る岡山県災害復興住宅建設資金等利子補給補助金の項の次に次のように加える。

岡山県空き家 診断事業費補 助金	空き家の活用 の促進	市町村	空き家の耐震診断 等に要する経費	1 国土交通省の 社会資本整備総 合交付金の効果 促進事業を活用 した一般診断法 の現況診断を実 施する市町村 市町村が事業者 に補助する費用 の四分の一以内 2 1以外の市町 村 補助対象経 費の六分の一以 内で、かつ、市 町村が事業者に 補助する費用の 四分の一以内。 ただし、知事が 別に定める耐震 診断等にあつて は、一住宅につ
------------------------	---------------	-----	---------------------	--

[illegible]

◎岡山県告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

新見市大佐大井野字道仙後一八二五の六六から一八二五の六八まで

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

一 解除予定保安林の所在場所

瀬戸内市邑久町虫明字番尺三三〇の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第三百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、笠岡都市計画下水道事業笠岡公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
笠岡市	笠岡都市計画下水道 事業 笠岡公共下水道	昭和五十年三月二十日 から 平成三十四年三月三十 日まで	収用の部分 なし 使用の部分 平成二十三年三月二十 九日岡山県告示第二百三 十七号の事業地のうち笠 岡市大字用之江字山白、 字野宮、字野宮前、字上 之谷、字金正、字空之奥、 字空之下、字重山、字茶 ノ木、字深田、字深田上、 字天神端、字馬場、字長 沢田、字白塚谷、字坂ノ 奥を加え、笠岡市大字茂 平字苫無を変更する。

平成27年6月19日 岡山県公報 第11695号

◎岡山県告示第三百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を委任することとした。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

一般財団法人日本建築センター

二 住所

東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

三 業務区域

岡山県全域

四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

本部…東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

大阪事務所…大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番一五号

五 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務のうち、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物に係るもの又は構造計算の計算方法が限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するもの以外のプログラムによる計算によるものに係るもの

六 構造計算適合性判定の業務の開始日

平成二十七年六月一日

七 構造計算適合性判定を委任した日

平成二十七年六月一日

一 名称

一般財団法人ベターリビング

二 住所

東京都千代田区富士見二丁目七番二号

三 業務区域

岡山県全域

四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区富士見二丁目七番二号

五 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務のうち、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物に係るもの又は構造計算の計算方法が限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するもの以外のプログラムによる計算によるものに係るもの

六 構造計算適合性判定の業務の開始日

平成二十七年六月一日

七 構造計算適合性判定を委任した日

平成二十七年六月一日

一 名称

株式会社都市居住評価センター

二 住所

東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号

三 業務区域

岡山県全域

四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号

五 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務のうち、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物に係るもの又は構造計算の計算方法が限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するもの以外のプログラムによる計算によるものに係るもの

六 構造計算適合性判定の業務の開始日

平成二十七年六月一日

七 構造計算適合性判定を委任した日

平成二十七年六月一日

一 名称	株式会社建築構造センター
二 住所	東京都新宿区新宿一丁目八番一号 大橋御苑駅ビル六階
三 業務区域	岡山県全域
四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	本社…東京都新宿区新宿一丁目八番一号 大橋御苑駅ビル六階 東北事務所…宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号 カメイ仙台台グリーンシ テイ三階 福島事務所…福島県郡山市中町一一番五号 やまのいビル一〇〇三号室 埼玉事務所…埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号 さいたま浦和ビルデ ィング三階 神奈川事務所…神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号 日総第八ビル八階 愛知事務所…愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号 久屋パークビル七階 山陰事務所…島根県松江市中原町六番地 岡山事務所…岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号 成広ビル二階 広島事務所…広島県広島市中区八丁堀一五番六号 広島ちゅうぎんビル七〇四―二 号室 愛媛事務所…愛媛県松山市三番町七丁目一三番地一三号 ミツネビルディング六〇 一号室 佐賀事務所…佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号 いちご佐賀ビル七〇四号室 長崎事務所…長崎県長崎市万才町三番四号 長崎ビル八階 宮崎事務所…宮崎県宮崎市川原町五番一〇号 ミネックス川原八階 鹿児島事務所…鹿児島県鹿児島市西千石町一一番二一号 鹿児島MSビル二階B号 室 沖縄事務所…沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号 沖縄県建設会館四階 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務 法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務
五	

平成27年6月19日 岡山県公報 第11695号

六 構造計算適合性判定の業務の開始日

平成二十七年六月一日

七 構造計算適合性判定を委任した日

平成二十七年六月一日

一 名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

二 住所

神奈川県横浜市中区山下町一番地

三 業務区域

岡山県全域

四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京御茶ノ水事務所…東京都千代田区神田駿河台二丁目八番

横浜事務所…神奈川県横浜市西区高島二丁目一九番一二号

五 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務のうち、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物に係るもの又は構造計算の計算方法が限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するものの以外のプログラムによる計算によるものに係るもの

六 構造計算適合性判定の業務の開始日

平成二十七年六月一日

七 構造計算適合性判定を委任した日

平成二十七年六月一日

一 名称

株式会社国際確認検査センター

二 住所

大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番一二号 京阪御堂筋ビル

三 業務区域

岡山県全域

四	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 本部・東京都中央区八重洲二丁目四番一号 常和八重洲ビル 岡山支店・岡山県岡山市北区駅前町一―九―一五 明治安田生命岡山ビル
五	指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務 法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務
六	構造計算適合性判定の業務の開始日 平成二十七年六月一日
七	構造計算適合性判定を委任した日 平成二十七年六月一日
一	名称 一般財団法人日本建築総合試験所
二	住所 大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号
三	業務区域 岡山県全域
四	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 大阪府大阪市中心区内本町二丁目四番七号
五	指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務 法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務のうち、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物に係るもの又は構造計算の計算方法が限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するものの以外のプログラムによる計算によるものに係るもの
六	構造計算適合性判定の業務の開始日 平成二十七年六月一日
七	構造計算適合性判定を委任した日 平成二十七年六月一日
一	名称 岡山県建築住宅センター株式会社

二 住所

岡山県岡山市北区蕃山町一番二〇号

三 業務区域

岡山県全域

四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

岡山県岡山市北区蕃山町一番二〇号

五 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

法第六条の三第一項及び第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定の業務

六 構造計算適合性判定の業務の開始日

平成二十七年六月一日

七 構造計算適合性判定を委任した日

平成二十七年六月一日

〔二三六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シルバライフサポートもも

三 代表者の氏名

中通 義信

四 主たる事務所の所在地

美作市入田三九一番地一尾関コーポ一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対して、理容や美容業に関する事業を行い、理容所の無い山間部（交通手段の無い地域）や寝たきり老人や身体障害者の自宅や、その他施設等を訪問しての、ヘアークット・顔そり・顔面エステ等の理容・美容サービスを通じて、心身をリラックスしてもらい、引きこもりをなくし外出を促し心身とも健康な生活に寄与することを目的とする。

また、訪問時に御用を聞き、買い物や訪問時に電球交換等の単純作業を行い、生活の一部をサポートしていくとともに、高齢化過疎地農家で、農業の担い手なく已むなく放置したままの休耕地を活用し、地元住民と協力し農産物の生産、販売を一括して、休耕地をなくし、雇用と経済活動の活性化を促し、過疎化に歯止めをかけることを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類

〔二三七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人絆かわかみ

三 代表者の氏名

宮崎 孝司

四 主たる事務所の所在地

高梁市川上町地頭二三三七―一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、要介護者及び障害者（以下「高齢者等」という。）に対して、保健・医療・福祉に関する事業を行い、高齢者等が地域のなかで安心して暮らしていくことができるよう支援するとともに、環境及び地域の資源をはじめとする様々な視点からまちづくりを推進し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類及び会議に関する事項

〔二三八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来へ

三 代表者の氏名

藤本 優

四 主たる事務所の所在地

津山市加茂町小渕二九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、児童養護施設の子どもたちに対して、生活向上並びに社会的自立支援に関する事業を行い、子どもたちの生きがいと福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的及び特定非営利活動に係る事業の種類

〔二三九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青少年少女モータースポーツ振興会

三 代表者の氏名

野田 英樹

四 主たる事務所の所在地

栃木県芳賀郡茂木町大字鮎田二〇二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国内はもとより広く国外に在住するモータースポーツに興味のある青少年、少女に対して、教育活動、技術指導に関する事業を行い、国際的に活躍できる人材の育成を図り、同時に栃木県茂木町のモータースポーツ振興、人材育成を通して地域の活性化に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

目的及び主たる事務所の所在地

〔二四〇〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第二十九条第一項の規定により鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、指針の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この公告に係る鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案について意見を有する区域の住民及び利害関係人は、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができ

る。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称
奥津鳥獣保護区特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域
次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間
平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案
次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年六月十九日から同年七月二日まで

2 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

〔二四一〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を開催する。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

奥津鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会

一 日時 平成二十七年七月十四日 午後一時三十分

二 場所 岡山県美作県民局五階大会議室

三 案件 奥津鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区域 次の図のとおり

2 面積 七〇ヘクタール

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

〔二四二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字東田一三一六一四、一三一六一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中帯江四一六一二（D棟一〇二号室）

鈴木 悠司

三 許可番号

岡山県指令建指第一号

平成27年6月19日 岡山県公報 第11695号

〔二四三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手烏帽子形八八九―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目八―一―一アブランドルⅡ二〇一

井手橋正幸

井手橋亜希子

三 許可番号

岡山県指令建指第五号

〔二四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字三ツ溝二七八―五、二八三―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田一二五

秋山 利行

三 許可番号

岡山県指令建指第二八号

〔二四五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字別所三四九五―二、三四九五―九、三四九五―一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島三〇〇四―三（グラシオソブローテ三〇一号室）

仁子 裕巳

三 許可番号

岡山県指令建指第四四号

〔二四六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字川田三九八―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区白石西新町六一〇九 二〇二

宮川 昌江

三 許可番号

岡山県指令建指第六〇号

〔二四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字中尾四九七―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟二五四―一グリーンノートB一〇三

原田 紀之

原田 三佳

三 許可番号

岡山県指令建指第三四九号

〔二四八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字下野二六〇九―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島一八八五―一 コニファーガーデンⅠ二〇二号室

川崎 数馬

三 許可番号

岡山県指令建指第四〇号

〔二四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字三ツ溝二七八―五、二八三―二

二 公共施設の種類

防火水槽

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田一二五

秋山 利行

五 許可番号

岡山県指令建指第二八号

〔二五〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 371式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び27年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（知事部局分）（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成27年10月 7 日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

平成27年7月22日（水）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226－7539

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年6月19日（金）から同年7月22日（水）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ100グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年7月31日（金）14時

ただし，郵送等による場合にあつては，平成27年7月30日（木）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし，郵送等による場合にあつては，(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては，入札開始前及び開札開始後においては，入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は，一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成27年7月22日（水）17時までに，4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また，入札参加希望者は，契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer 371 Units

(2) Delivery date :
By 7 October, 2015

(3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
2:00 P.M. 31 July (Friday) , 2015

(5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies
Division,

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL 086-226-7539

◎岡山県市町村職員共済組合公告第六百二十一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成二十六年年度決算の要旨を公告する。

平成二十七年六月十九日

岡山県市町村職員共済組合理事長

山野通彦

平成 2 7 年 6 月 1 9 日 岡山県公報 第 1 1 6 9 5 号

1 組合に属する地方公共団体数

市	町	村	一部事務 組合等	計
1 5	1 0	2	4 1	6 8

※ 一部事務組合等には、共済組合を含む。

2 組合員数、給料月額及び 1 人当たりの給料月額

組合員種別	一般組合員		市町村長 組合員	特定消防 組合員	長期 組合員	市町村長 長期組合員	任意継続 組合員	計
	一般職	特別職						
組合員数 (人)	16, 171	69	25	2, 233	2	2	306	18, 808
長期給料月額 (千円)	5, 308, 134	39, 946	14, 997	651, 292	760	1, 240	—	6, 016, 369
長期平均給料月額 (円)	328, 250	578, 925	599, 860	291, 667	380, 050	620, 000	—	325, 174
長期期末手当等の額 (千円)	23, 084, 269	175, 797	72, 096	2, 834, 318	2, 956	5, 763	—	26, 175, 199
短期給料月額 (千円)	5, 322, 656	48, 936	21, 260	651, 292	873	1, 339	83, 861	6, 130, 217
短期平均給料月額 (円)	329, 148	709, 223	850, 380	291, 667	436, 600	669, 300	274, 056	325, 937
短期期末手当等の額 (千円)	23, 110, 127	191, 436	87, 798	2, 834, 318	2, 956	5, 836	—	26, 232, 471

平成27年6月19日 岡山県公報 第11695号

3 組合の職員数

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	計
人 員	19人	3人	0人	2人	1人	25人

4 各経理単位別収支状況

短 期 経 理	
(収 入)	千円
短 期 負 担 金	5,999,222
介 護 負 担 金	442,741
短期掛金(短期任継掛金含む)	5,758,218
介護掛金(介護任継掛金含む)	456,160
連 合 会 交 付 金	924,561
賠 償 金 (交 通 事 故 等)	7,027
前年度繰越支払準備金	845,169
利息及び配当金その他	348
計	14,433,446
(支 出)	千円
保 健 給 付	4,799,308
休 業 給 付	571,988
災 害 給 付	3,292
附 加 給 付	37,310
老 人 保 健 拠 出 金	64
退 職 者 給 付 拠 出 金	431,771
前期高齢者納付金	3,666,311
後期高齢者支援金	2,117,696
介 護 納 付 金	879,443
一 部 負 担 金 払 戻 金	60,608
連 合 会 払 込 金	149,149
連 合 会 拠 出 金	557,478

長 期 経 理	
(収 入)	千円
負 担 金	17,250,253
[給 料 分]	(7,424,569)
[期 末 手 当 等 分]	(2,164,218)
[公 的 負 担 金]	(4,351,887)
[追 加 費 用]	(3,296,667)
[旧恩給組合条例 給付に係る払込金]	(12,912)
掛 金	9,505,606
[給 料 分]	(7,352,982)
[期 末 手 当 等 分]	(2,152,624)
計	26,755,859
(支 出)	千円
負 担 金 払 込 金	17,250,253
掛 金 払 込 金	9,505,606
計	26,755,859

預 託 金 管 理 経 理	
(収 入)	千円
利息及び配当金	94,046
計	94,046
(支 出)	千円
支 払 利 息	94,046
計	94,046

業 務 経 理	
(収 入)	千円
負 担 金	206,535
連 合 会 交 付 金	66,374
利 息 及 び 配 当 金	831
短 期 経 理 より 繰 入	36,595
雑 収 入	11
計	310,346
(支 出)	千円
役 職 員 給 与	133,721
旅 費 ・ 事 務 費	14,540
委 託 費	2,289
賃 借 料	18,093
普 及 費	8,056
負 担 金	26,185
消 費 税	2,421
事務費負担金払込金	87,925
減 価 償 却 費	1,306
そ の 他 の 支 出	1,584
計	296,120
差 引 当 期 利 益 金	14,226
前 年 度 末 利 益 剰 余 金	408,955
次 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	423,181

平成27年6月19日 岡山県公報 第11695号

業 務 経 理 へ 繰 入	36,595
連 合 会 返 還 金	37,574
任継掛金還付金（介護任継掛金含む）	5,590
次年度繰越支払準備金	829,623
計	14,183,800
差 引 当 期 利 益 金	249,646
前年度末利益剰余金	59,660
次年度繰越利益剰余金	309,306

保 健 経 理	
（収 入）	千円
負 担 金	188,337
〔給 料 分〕	(140,916)
〔期末手当等分〕	(41,204)
〔特定健康診査等負担金〕	(6,217)
掛 金	182,028
〔給 料 分〕	(140,849)
〔期末手当等分〕	(41,179)
保 険 手 数 料	12,787
利息及び配当金その他	9,608
計	392,760
（支 出）	千円
職 員 給 与	18,335
厚 生 費	367,456
特定健康診査等費	35,001
〔特定健康診査費〕	(12,460)
〔特定保健指導費〕	(22,541)
旅 費 ・ 事 務 費	5,859
委 託 費	2,909

宿 泊 経 理	
（収 入）	千円
施 設 収 入	283,259
商 品 売 上	11,927
賃 貸 料	24,666
雑 益 ・ 雑 収 入	260
貸倒引当金戻入	195
利息及び配当金	1,922
計	322,229
（支 出）	千円
旅 費 ・ 事 務 費	2,758
商 品 仕 入	10,819
事業用消耗品費	6,510
飲 食 材 料 費	55,730
委 託 費	129,386
委 託 管 理 費	26,620
光 熱 水 料	28,430
修 繕 費	39,986
洗 濯 費	7,464
普 及 費	5,646

貯 金 経 理	
（収 入）	千円
利息及び配当金その他	604,006
計	604,006
（支 出）	千円
職 員 給 与	14,016
旅 費 ・ 事 務 費	2,913
賃 借 料	2,678
普 及 費	2,697
負 担 金	2,325
消 費 税	513
支 払 利 息	375,229
そ の 他 の 支 出	340
計	400,711
差 引 当 期 利 益 金	203,295
前年度末利益剰余金	2,631,650
次年度繰越利益剰余金	2,834,945

貸 付 経 理	
（収 入）	千円
組 合 員 貸 付 利 息	115,813
連 合 会 交 付 金	507
利息及び配当金その他	12
計	116,332
（支 出）	千円
職 員 給 与	4,452
旅 費 ・ 事 務 費	1,906
賃 借 料	1,330
普 及 費	1,204
負 担 金	705
消 費 税	281
支 払 利 息	93,623
連 合 会 払 込 金	5,679
そ の 他 の 支 出	215
計	109,395
差 引 当 期 利 益 金	6,937
前年度末利益剰余金	450,638
次年度繰越利益剰余金	457,575

平成 2 7 年 6 月 1 9 日 岡山県公報 第 1 1 6 9 5 号

賃借料	5,631
普及費	1,701
負担金	3,244
消費税	3,978
連合会分担金	4,975
減価償却その他の支出	169
計	449,258
差引当期損失金	56,498
前年度末利益剰余金	677,148
次年度繰越利益剰余金	620,650

負担金	13,546
消費税	538
雑費	108
減価償却費	67,052
その他の支出	3,231
貸倒引当金繰入	276
計	398,100
差引当期損失金	75,871
前年度末利益剰余金	465,554
次年度繰越利益剰余金	389,683